

河川事業の政策および事業評価について

POLICY EVALUATION AND PROJECT EVALUATION OF RIVER CONTROL

坂本洋二¹ 阿部令一²
Youji SAKAMOTO and Reichi ABE

¹ 正会員フェロー 工学 三井共同建設コンサルタント株式会社(〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-4-15)

² 正会員 工修 株式会社建設技術研究所大阪支社 (〒540-0008 大阪市中央区大手前1-2-15)

This paper arranges the problems on policy evaluation and project evaluation of river control, and it aims at clarifying the position of the papers submitted at this session for project evaluation.

For this reason, it considers what is expected about project evaluation, while arranging the history of system's amendment about policy evaluation and project evaluation of river control in our country, and introducing the formation process of past policies, its evaluation and the evaluation technique of overseas countries.

Key Words : *Project evaluation, Policy evaluation, Comprehensive evaluation*

1. はじめに

明治維新後、政府は流通の動脈である河川舟運のために低水工事に力を入れてきたが、明治10年(1877)、20年(1887)の淀川、利根川、木曽川等の大河川で水害が頻発したことを契機として、抜本的な治水対策の必要性が高まり、鉄道の整備とともに河川舟運の重要性が急速に低下したこともあって、低水工事から高水工事へ転換した。明治29年(1896)に河川法が、明治30年(1897)に砂防法と森林法とが制定され、河川管理の枠組みが整った。治水事業の中心は河川の分離(放水路や分水路工事)と連続堤防の建設であり、昭和初頭までにわが国河川の骨格が形成された。

しかしながら、これまでの河川整備により治水安全度や利水安全度の向上などの量的な整備が進められたことから、現在は質の確保へと向けた時代の入口にさしかかり、今後の河川行政は多様な選択肢の中から適切な政策を選択する大きな転換期に当たっている。

また、近年はバブル崩壊後の行財政改革を背景として、行政や公共事業の執行について、目的合理性の確保、手続正当性の確保、行政の効率的運用、等の社会的要請が強まり、河川行政もこれらに配慮することが求められている。

このような時代背景を踏まえて、平成9年12月(1997)の行政改革会議最終報告において「政策評価の導入」が提言され、今年度から河川行政にも政策評価が新規に開始されることとなった。平成13年1月(2001)には「国土交通省における政策評価の実施要領」が発表された。

一方、事業評価についてはこれまでも各事業の新規採択時には実施されてきたが、事業のよ

り効率的な執行を目指して、平成10年3月(1998)には「建設省所管公共事業の再評価実施要領」が策定され(平成11年8月に改定された)、平成11年8月(1999)には「建設省所管公共事業の事後評価基本方針(案)」が策定された。また、これまでは開始された公共事業を途中で中止することはまれであったが、事業が大幅に遅れた事業については中止することを視野にいれて、平成12年8月には与党3党「公共事業の抜本的見直しに関する三党合意」が発表された。

ここでは、新たに導入された政策評価と改定された事業評価について、わが国の治水政策の動向と海外での事業評価方法などを踏まえ、評価についての私見を述べる。

2. 政策の形成とその評価

(1) 政策形成の場

戦後河川行政の政策は河川審議会の場合を通じて形成されてきた。同審議会は昭和29年(1954)9月に第1回審議が開催された後、同32年(1957)建設省設置法による審議会となり、次いで同39年(1964)の新河川法によって河川法上の審議会となった。ここにおいて「審議会としての権能は、河川法運用の要ともなるべき一級河川の指定、工事実施基本計画の作成及び公益を理由とする水利調整に当たって建設大臣の諮問にこたえて意見を述べる等」¹⁾非常に大きくなった。

平成13年(2001)に建設省が国土交通省に統合されたのに伴い、社会資本整備審議会の河川分科会となった。現在総合政策部会、計画部会、管理部会などが設置されている。

(2) 流域対応を含む総合的治水へ²⁾

流域対応を含む総合治水対策は昭和 52 年(1977)の河川審議会の中間答申『総合的な治水対策の推進方策について』に始まる。ここ四半世紀の治水行政は、超過洪水対策とあわせて、『総合治水』の対象を都市中小河川から一般の大河川へと広げる歩みであった、といえる。

その経緯を振り返って、政策評価に期待するものを考えてみる。

ア. 総合治水対策

昭和 30 年代および 40 年代の高度経済成長に伴って、大都市近郊の都市化が急速に進展し、もともと治水安全度の低い河川沿川の低地の開発が急速に進んだことから、都市水害が頻発するようになった。

そこで、河川審議会は昭和 52 年(1977)に、大都市近郊にあって流域の都市化の進展が著しい中小河川を対象とした『総合的な治水対策の推進方策について』を中間答申した。

河川流域の急速な都市化に対応する治水施設整備が立ち遅れたことが総合治水対策を強力に推進する理由であった。対策として、①流域の持つ保水、遊水機能の確保、②洪水氾濫予想区域及び土石流危険区域の設定と公示、③緊急整備目標の設定、④水害に対応する安全な土地利用方式及び建築方式の設定、⑤洪水時情報をすみやかに住民へ伝える体制の強化、⑥土石流危険区域における警戒避難態勢の整備、⑦水防体制の強化、を図るものとし、流出抑制手法および土砂流出抑制手法の開発とその治水上の効果の検討、治水施設整備費用の開発者負担制度および受益者負担制度の研究、水害保険など被害者救済制度の研究の 3 点について調査研究し、その実施を推進するよう求めた。

この答申を受けて、昭和 54 年(1979)総合治水特定河川事業が創設された。これまでに 17 河川が特定河川に指定されている。9 年後の昭和 63 年(1988)河川審議会は、都市化が急速に進展している流域から、既成市街地が大部分を占める流域にへと対象を広げる『総合的な治水対策の実施方策』を提言した。

特定河川に指定された河川流域毎に、地方整備局、都道府県および市町村の河川担当部局、都市・住宅・土地担当の関係部局からなる流域総合治水対策協議会を設置し、具体的施策を「流域整備計画」として策定し、協議会における合意に基づいて各担当部局が実施にあたる。

『総合』は、河川局の枠を超えて旧建設省以外の農林水産省等の関係部局との調整、省内の都市局や住宅局との調整など、堤内地の土地利用に関わる様々な関係機関との調整によらなければ施策の実施はできない、との意味であった。

イ. 超過洪水対策

昭和 60 年(1985)、特定河岸地水害対策事業と特定地域高規格堤防整備事業とが創設された。

特定河岸地水害対策事業は山間狭窄部の特定の河川区域において、築堤すれば耕地や宅地の大半が堤防敷となってしまうような地域において、地域社会の存立や経済性を考慮して、築堤によらず、水害対策として河川区域外の宅地の盛土、家屋の嵩上げ等に対して補助を行う制度である。

昭和 62 年(1987)河川審議会は『超過洪水対策及びその推進方策について』を答申した。

①大都市地域における高規格堤防の整備推進、②土地の有効利用を図りつつ住宅等を洪水から防御するための水防災対策特定地域を設定し、超過洪水時の洪水と当該地域の遊水機能について検討するとともに、住宅の新築に当たっての配慮事項、既存住宅の嵩上げ等に対する助成、誘導等の関連施策についての検討を進めるべきこと、③超過洪水対策として、閉鎖型氾濫地域において激甚な被害を回避するための土地利用方式及び建築方式についての調査研究、ならびに旧堤等の二線堤の保全、輪中堤の保全、道路等の一連区間の盛土の活用等による氾濫流の制御について調査研究を進めること、④洪水氾濫時における警戒避難体制の強化、⑤超過洪水時における排水機場の運転方法の明確化を図るに必要な措置について調査研究を進めることなどを求めた。

総合治水対策が都市中小河川流域を対象にしているのに対して、超過洪水対策は一般の河川流域を対象としている。しかしながら、堤内地において施策を実施するということに共通点がある。

昭和 63 年(1988)には、地域の活性化やまちづくりに資するとともに、水害による壊滅的な被害を防止するため、二線堤、輪中堤などの施設を総合的に整備する、水害に強いまちづくりモデル事業が設けられた。

ウ. 流域における治水対策へ

平成 2 年(1990)に地域水防災対策制度が創設された。この制度は、多大な洪水被害にもかかわらず改修を長年月放置せざるを得ない地域について、連続堤防方式を補完するものとして、連続堤防の代わりに輪中堤等による宅地等を中心とした治水対策もしくは輪中堤等と連続堤との組合せによる治水対策を実施し、治水機能の早期発現、遊水機能の保持等を図るものである。

昭和 62 年(1987)の河川審議会答申『超過洪水対策及びその推進方策について』では輪中堤の保全と表現されているのに対し、輪中堤の新設を視野に入れた事業であった。

同制度の一環として新たに宅地等水防災対策事業が創設された。特定河岸地水害対策事業が、通常の築堤方式にかえて宅地等を水害から防御するための地盤の嵩上げを含むよう拡充されたものである。

平成4年(1992)には耐水型地域整備事業が創設された。氾濫域対策としてまちづくりと一体となって浸水被害を防御・軽減する、避難地ともなり避難路等にも活用される二線堤、水防災拠点の整備、建築物のピロティ化の促進、警戒避難体制の活性化等の氾濫に強い地域整備を推進するものである。

平成7年(1995)には田園地域集落治水事業が創設された。洪水被害が頻発し早急に治水対策を実施する必要があるにもかかわらず、上下流バランスの関係や諸条件から改修実施までに長期間を要する河川の浸水区域において、集落の基盤づくりの一環として、築堤による通常の河川改修方式にかえて、輪中堤や横堤等の河川管理施設を整備することにより治水対策を行うものである。

この田園地域集落治水事業と従来の宅地等水防災対策事業および耐水型地域整備事業とが水防災対策事業として統合されている。

平成9年(1997)には河川法が改正され、河川環境の整備と保全が河川事業の目的の一つに加えられ、治水・利水・環境の総合的な河川制度が整った。また地域の意見を反映した河川整備の計画制度が導入されるとともに、従来の工事実施基本計画が河川整備基本方針と河川整備計画との二本立てとなった。

同年には、地域ごとに「地域洪水氾濫対策計画(仮称)」を策定し、河川管理者は堤防の補強、緊急用排水樋門、排水機場、水防拠点、河畔林等の治水施設の整備を、自治体は洪水の避難地、避難路等を明示した洪水ハザードマップの作成、氾濫域の土地利用の誘導等を実施する、総合的な冠水被害軽減対策が打ち出された。

平成11年(1999)には、治水事業に『減災』概念が導入され、大洪水が発生した場合でも被害を最小限に食い止める危機管理に対応した体制の整備、充実が打ち出された。

翌平成12年(2000)に河川審議会は『流域での対応を含む効果的な治水の在り方について』中間答申した。

この答申では具体的に①河川事業による輪中堤や宅地嵩上げの実施、②洪水の氾濫域における土地利用方策として、現行の河川区域に比べて緩やかな規制を設定する新たな概念の河川区域に関する制度について検討を進めるべきこと、建築基準法に基づき、建築物の建築を制限することができる制度や、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、開発行為の制限や移転勧告等を行うことができる制度を参考として、土地利用の規制や移転の促進等を図る方

策について、その実行性を含め検討を進めるべきこと、③河川と下水道が連携した適切な安全度バランスを確保した総合的な都市水害防御計画の策定、④河川管理者と下水道管理者作成による浸水実績図等と、これに基づいて作成される市町村によるハザードマップ等、水害に強い地域づくりのための情報提供、を求めている。

表1 治水事業の施策の経緯

年	河川審議会答申&提言等/新規施策
1977	総合的な治水対策の推進方策について中間答申
1979	・総合治水対策特定河川事業
1983	・流域貯留浸透事業
1984	・特定保水池整備事業
1985	・特定河岸地水害対策事業 ・特定地域高規格堤防整備事業
1987	超過洪水対策及びその推進方策について答申
1988	総合的な治水対策の実施方策について提言 ・水害に強いまちづくりモデル事業
1989	・流域調節池事業
1990	・地域水防災対策制度の創設 ・宅地等水防災対策事業創設(上記制度の一環として、特定河岸地水害対策事業を拡充し改称)
1991	「今後の河川整備はいかにあるべきか」答申
1992	・耐水型地域整備事業
1995	・田園地域集落治水事業
1996	21世紀の社会を展望した今後の河川整備の基本的方向について答申
1996	社会経済の変化を踏まえた今後の河川制度のありかたについて提言
1997	河川法改正一治水・利水・環境の総合的な河川制度の整備 ・総合的な冠水被害軽減対策
2000	流域での対応を含む効果的な治水の在り方について中間答申

(3) 今後の治水事業と政策評価

このように、都市中小河川を対象とした、昭和52年(1977)の河川審議会中間答申『総合的な治水対策の推進方策について』以来、23年後の平成12年(2000)になって、一般河川を対象とした『流域対応を含む効果的な治水策』が形づくられた。

しかしながら、このような施策は数少ない特定の河川あるいは地域に限られており、全面的に導入されているわけではない。

『総合治水対策』は堤内地の土地利用に関わる様々な関係機関との調整、合意によらなければ施策の実施はできないことから、拘束力が弱

く、実効性の担保が不十分であるとの指摘がある。その理念を一般河川へ広げるのに約 20 年という長年月を要したこと、一般河川への導入が進まないのは、自治体等の関係行政機関との調整と合意という隘路によるところが大きいと考えられる。

しかしながら、予算制約、整備水準の向上に伴う費用対効果の低下、被害の救済などを考慮すると、治水施策の重点は連続堤防に象徴される規模を追求する従来の事業から、減災を目的とした堤内地における様々な施策へと、遅かれ早かれ転換せざるを得ないものと判断される。

政策評価の導入に当たっては、広い議論の輪において、様々な政策代替案について、その対立軸はもとより、便益とその受益者、ならびに政策による副次的（悪）影響とその被影響者のみならず、コストとその負担者、政策実施上の隘路についても国民の理解が深まり、迅速な合意形成を可能とする仕組みが導入されることが望まれる。

3. 事業評価について^{3) 4) 5)}

事業評価の改定により、今後、新規採択時評価、再評価、事後評価を行うことになる。これらの評価は内部評価を原則としているが、合意形成段階における外部評価の導入も考えられることから、これらについて考えてみたい。

（1）新規採択時評価について

わが国でこれまで進められてきた河川整備では整備効果が重視され、効果的・効率的に目標が達成されるよう配慮すれば十分な成果が得られた。しかしながら、今後、新たに進められる河川整備については、その目標が量的向上から質的向上へと向かうものと判断され、多様な価値観があるなかでどのような選択をすべきか、どのような手段で合意形成を図るかが重要となる。

今回改定された新規採択時（事業費を新たに予算化する際の）評価によると、事業の採算性（投資効果）、環境等への影響、地元の意向、等の事業の必要条件を満足させるとともに、災害発生時の影響、過去の災害実績、災害の危険度、地域開発の状況、河川環境状況と利用状況、等の多様な要素を適切に評価して、望ましい選択をすることがもとめられていて、これらを比較評価する手法として、今回新たに総合的評価が導入された。

この総合的評価は欧米諸国ではすでに以前より取り入れられていることから、これらの手法を参考にして総合的評価を行う際に重要な事項について考えてみる。

また、総合的評価の結果を選択する手続きには公平性・透明性が求められていて、多くの意

見の中から適切な意見を探り上げるためには合意形成が重要な役割を果たすことから、欧米での事例に基づき総合評価と合意形成の関係について考えてみる。

ア. 貨幣価値化

総合的評価を行う場合、多様な価値を同一価値（たとえば貨幣価値）に統一するか、あるいは非貨幣価値はそのまま並列表記するか、貨幣価値化する場合にはどの評価指標を対象とするか、等について決定する必要がある。

オランダでは国家的水管理政策（PAWN）において、水害、渇水、水質汚染（塩分濃度含む）、熱汚染（発電所など）、地盤沈下、自然保全など多くの非貨幣価値と経済効果（貨幣価値）を重み付けせずにスコアカードにより代替案ごとに並列評価している。一方、イギリスでは出来る限り貨幣価値化がもとめられ、レクリエーション、環境便益、生命の危険、ストレス、健康被害など貨幣価値化が難しい評価項目も可能な限り貨幣価値化して、代替案ごとに現在価値の変化が経年的に把握できるスプレッドシートによる評価が求められている。また、どうしても貨幣価値化できない価値についてはマトリック法で得点方式により評価している。

貨幣価値化については評価費用が多くなるうえ、環境価値などの非市場価値を貨幣価値化する場合には、評価結果を一般市民がどの程度受け入れるかについて疑問が残ることから、わが国では非貨幣価値を貨幣価値化せずに、オランダのようにそれぞれの価値のまま並列評価する方式を採用すべきである。

また、仮に非貨幣価値を貨幣価値化する場合には、貨幣価値化する非貨幣価値の対象を限定して、評価方法等も可能な限り簡便化するなどにより、貨幣価値化費用を極力低減することが必要である。

イ. 帰着便益

帰着便益（便益を受ける地域、業種等の集団とその程度等）や帰着影響（被害や影響を受ける地域、業種等の集団とその程度等）を検討すると、各集団（上下流、左右岸、異業種等）の利害関係が明確になる。

また帰着便益等を検討することで、悪影響が集中する集団には悪影響解消対策（補助、保険等のソフト対策含む）の代替案が作成でき、便益が集中する集団には便益を減少させるような対策（負担金、規制等）の代替案が作成できるなど公平な代替案の検討も可能となる。

一方、便益や費用の帰着を公表すると、各集団間に無用な争いを生じさせる恐れがある。

オランダでは国家的水管理政策（PAWN）において、各集団（上下流、左右岸、異業種等）

の帰着便益や影響、費用と、国家としての便益、影響、費用を検討して、利害関係を明確に認識させて意向を確認する手法を採用している。

帰着便益等を検討することで、どの代替案がどの集団へどの程度の利害を生じさせるかについて明確になり、集団間の利害を調整した公平な代替案の作成も図れることから、帰着便益の検討が必要と考える。

ただし、帰着便益の検討には多大な検討費用を要することから、簡易な検討手法を開発すべきであり、検討された帰着便益をどのように公表するかについては今後議論が必要である。

ウ. 総合的評価の重み付けと外部評価

総合的評価では様々な評価指標を比較しなければならないことから、たとえ評価が適切になされたとしても、どの評価項目が重要かについて重み付けが必要になる。

オランダでは重み付けは内部評価せずに並列表記して、判断は合意形成過程にまかせる外部評価手法を採用している。

一方イギリスでは可能な限り貨幣価値化することが求められており、統一的な手法により貨幣価値としての重み付けしていることになり、内部評価手法を採用している。ただし、合意形成過程でこれらの結果を提示して、この内部評価結果を間接的に外部評価している。

この重み付けにより選定される案が異なる可能性があることから、重み付けについては合意形成過程での意見やアンケート・ヒアリング等による外部評価に基づき、適切な重み付けを行うべきである。

また多くの異なる指標の評価を理解しやすく提示する必要がある。総合的評価では比較様式も重要である。この比較様式についてオランダではスコアカード、イギリスではスプレッドシートが採用され、国家として比較様式を統一している。わが国でも十分議論して比較様式を定めるべきである。

エ. 合意形成

総合的評価では目標達成や影響評価に多様性があり利害関係者も多数存在することになることから、政策の選定には帰着便益や帰着影響を検討し、この結果をだれもが理解しやすく提示すべきである。総合的評価はかなり専門的で多数の判断基準や評価指標などを使用することから内部評価とならざるを得ないが、国民が満足する適切な政策を選定するためには、重み付けあるいは総合判定については外部評価とするなど、合意形成過程には透明性を確保すべきである。

このため、行政が行う内部評価では、目標やシナリオ、事業代替案等について対立軸と帰着便益を明確にして国民に論点が理解しやすく

評価を提示すべきである。すでにこれらの評価を取り入れている欧米諸国でも、行政による内部評価を国民が合意形成の段階で外部評価する方式が採用されている。

今後、新たに進められる河川整備については多様な目標を目指す質的整備が中心となると予想されることから、多様な選択肢の中から適切な事業選定が求められることになる。わが国でも、総合的評価手法とその提示方法、多様な価値観を適正に評価する手法等について統一様式を確定すべきである。

表2 オランダとイギリスの合意形成例

国名	オランダ	イギリス
行政による内部評価	政策目標やシナリオや事業の代替案と帰着便益を評価して並列表記	政策目標やシナリオや事業の代替案を可能な限り貨幣価値評価
国民の合意形成・外部評価	学識者、利害関係者、公聴会の意見で代替案を絞り込む	法定協議機関の意見、公聴会の意見と政府機関の承認
意思決定者	国会	大臣や市長

(3) 再評価時評価について

旧建設省は与党三党合意による抜本的見直しの基準を重視して、平成12年12月(2000)までに河川局所管の対象83事業のなかで80事業について事業中止又は国庫補助の中止を決定した。一方これに対して、再評価の基準によって平成12年12月(2000)までに中止を決定した河川局所管の事業はわずか1事業であった。

これら両基準の相違が大きいこと、また再評価は本来プロジェクトマネジメントの事業サイクル概念を取り入れた基準とすべきであることから、これらについて考えてみる。

ア. 与党三党合意による抜本的見直しと再評価の対象事業選定基準

与党三党合意による抜本的見直しの対象事業選定基準は以下の①～④であったが、旧建設省ではこの与党三党合意を受け、⑤を追加した。①採択後5年以上経過して未だに着工していない事業、②完成予定を20年以上経過して完成に至っていない事業、③現在、休止(凍結)されている事業、④実施計画調査に着手後10年以上経過して採択されていない事業、⑤事業採択後20年以上経過して継続中の事業で、当面事業の進捗が見込めないもの。

これらの対象事業選定基準はどれも「時のアセス制度」の考え方を取り入れている。進捗が遅れている事業は「社会的抵抗」が強い事業であり、社会に受け入れられないことを公認し

たものと見ることができると。

また、この抜本的見直し基準は行財政改革を背景として、これまで継続していた事業を中止するか否かを判断するための臨時的な基準と考えられる。

一方、再評価の対象事業とする選定基準は、①事業採択後 10 年間を経過した時点で継続中の事業、②ダム事業の実施計画調査が予算化後 5 年間を経過している事業、③再評価実施後一定期間（概ね 5 年）が経過している事業、④事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業、については一定期間を定義した基準である。

最後の基準⑤は、⑤社会的状況の急激な変化等により、再評価の実施主体が再評価の必要があると判断した事業、とされている。たとえ①～④の基準で一定期間を経過していない場合でも対象とする基準である。

以上から抜本的見直しの基準と再評価の基準は根本的に役割が異なり、抜本的見直しの基準は「社会の受容性」を評価し、再評価の基準は「一定期間の経過」を評価して対象事業を選定する。

イ. 再評価への期待

プロジェクトマネジメントの理論に従えば、再評価は事業の問題点を把握して事業をより良い方向へ改善・改良するために行うものである。このような視点から、事業が効率的に進められていなければ事業の改善基準、事業により悪影響が発生する場合にはその対応基準、社会の急激な変化に対応できない事業では国家としての効率を重視するかあるいは地元の意向を重視するかの判断基準、などを今後明確にする必要がある。

また、再評価により事業を中止する場合には、新規採択時の合意形成と逆の問題としてとらえて、地方公共団体の長や住民の意見を求める場を制度化すること、事業の中止に伴う公平な費用負担方法、事業を途中まで進めたことにより発生する悪影響を解消するのはだれか、等について適切で統一的な対応策を定めるべきである。

なお、現在の再評価基準では再評価のサイクルを「再評価実施後一定期間（概ね 5 年）が経過している事業」としているが、本来河川事業は長期的な観点から計画的に進めることから短期間で事業効果が発揮されず、他の短期的事業と比較して不利になることが無いのであろうか。もし河川事業のように長期的観点により進める事業が不利となるなら、今後長期的事業を評価できる手法の開発や研究が必要である。

（４）事後評価について

事後評価は完成した事業を対象として実施するもので、事業の効果測定、事業による環境影響把握、事業を巡る社会情勢等の変化、今後の新規事業への反映、事業による悪影響改善措置の必要性判定等を念頭に実施される。

事後評価を行う場合は事業効果や環境影響の測定対象範囲と、測定の継続性の合理的な決定方法や基準をどうするかについて議論が必要になる。事業効果や環境影響の範囲は大規模事業であれば海洋まで及ぶ可能性があるが、範囲を拡大すると費用も増大することから、事業の重要度に応じて評価範囲を定める基準が必要である。

また、事後評価を事業完成後いつまで続けるかについては、事業の影響や効果が落ち着くまでを対象とすべきであり、事業の重要度ならびに影響の特性に応じて評価期間を定める基準が必要である。

なお、同一水系内では河川事業や他事業などの複数事業が同時に進められる可能性があり、多くの事業効果や影響が混在する場合があることから、対象事業の効果や影響を分離して評価する方法について研究が必要である。

4. あとがき

政策評価や事業評価の再評価と事後評価は開始されたばかりであるが、どちらにも公共事業にプロジェクトマネジメントの概念を導入し効率的・効果的で国民から望まれる事業執行を行う意気込みが感じられる。

しかしながら、わが国では政策評価は新たに開始されたばかりで実績が無く、また総合評価や合意形成などをどのように行うべきかなど課題が山積している。行政、研究者、コンサルタントが協力してより良い手法、制度を確立すべきである。

参考文献

- 1) 足立 正：河川審議会会長の就任に当たって、河川、1964.11
- 2) 河川：各年度の予算特集号
- 3) 国土交通省：国土交通省における政策評価の実施要領、平成 13 年 1 月
- 4) 国土交通省：河川局関係事業における事業評価について、平成 13 年 3 月
- 5) (社)建設コンサルタンツ協会 公共事業の総合評価に関する専門委員会：諸外国における公共事業の評価手法の概要、平成 11 年 12 月

(2001. 4. 16 受付)